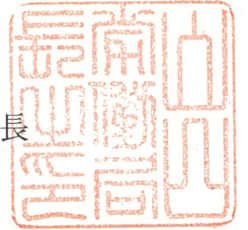




山口労発基 1030 第3号
令和7年10月30日

建設業労働災害防止協会 山口県支部長 殿

山口労働局長



建設業における労働災害撲滅等に向けた要請について

貴団体におかれましては、労働災害の防止について、平素より格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、山口県内の建設業における令和7年9月末現在の休業4日以上之死傷者数は129人（速報値）となり、前年同月比で16人増（14.2%増）と大幅に増加し、大変憂慮すべき事態となっています。（詳細は別紙を参照願います。）

また、労働災害発生状況を事故の型別で見ますと、墜落・転落による労働災害が44人となり、前年同月比で21人増とほぼ2倍となっています。

特に、墜落・転落による労働災害のうち、半数以上は、法令で作業床や手すりの設置等の墜落防止措置が義務付けられていない高さ2メートル未満の箇所で発生しており、その9割近くが骨折等を伴う休業1か月以上の重傷となっています。

このことから、高さ2メートル未満の箇所での作業であっても、墜落・転落を防止するための対策を推進していくことが重要です。

つきましては、墜落・転落等の労働災害の増加傾向に歯止めをかけるという強い決意のもと、下記事項にご留意の上、貴団体の労働災害防止に向けた取組強化を図られるとともに、別添リーフレットを参考に、傘下会員事業場に対しては、労働災害防止対策に係る措置状況を今一度総点検していただくことについて、ご周知、ご指導いただきますよう要請いたします。

記

- 1 経営トップによる墜落・転落等の労働災害防止にむけた決意表明により、関係者の意思統一及び安全意識の高揚を図ること
- 2 KY（危険予知）活動やリスクアセスメントを活用した安全衛生管理活動の実施及び活性化に向けた取組を推進すること
- 3 高さ2メートル未満の箇所からの墜落・転落災害防止対策の推進を図ること
- 4 労働者に対する墜落・転落災害防止のための安全衛生教育の徹底を図ること